

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 発 」 第 4 号
2 0 1 8 年 7 月 3 日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 清水 厚真 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「年次有給休暇の取り扱い」に関する申し入れ

下記の事項について申し入れをするので、早急に団体交渉の開催をお願い致します。

記

1. 貴関西新幹線サービックの就業規則第42条第1項では、年休請求手続きについて、「社員は、毎月20日までに翌月分の年休使用日を、年休申込簿に所定事項を記入のうえ、会社に届け出ることとする。」と定められている。ところが、鳥飼事業所に置かれている年休申込簿の『年休申請書』には赤字で「★年休申込み締切日 毎月15日」と明記されている。
この、『年休申請書』に記載してある「★年休申込み締切日 毎月15日」は、就業規則第42条第1項とどのような関係になるのか明らかにすること。
2. また、上記『年休申請書』には、「承認欄」が設けられており、「承認欄には記入しないこと（会社側記入欄）」との記載がある。
しかし、年休とは労基法第39条の定めによる労働者の権利であり、使用者の承認を必要とするものではない。サービック会社の見解を明らかにすること。
3. 貴側と6月15日に行った「組合員、多田一夫氏の年休申請」に関する団体交渉で、貴側は、多田組合員の年休申請に対する対応として、「前日や当日の休暇申請は、一旦私事欠勤とし、証明出来るものを確認することになっている。」と回答している。しかし、労働者の年休申請(時季指定)は、例え前日であろうと判例(電電公社：此花局事件)として認められている。
貴側の上記回答は、前日の年休申請(時季指定)を認めないということなのか、見解を明らかにすること。

以上